

毎週 火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行） 発行人 大分県 編集 三恵印刷株式会社（定価 一箇年 三万八千八百八十円）

この規則は、公布の日から施行する。

大分県報

令和七年
第六六七号

十二月二十三日

（火曜日）

目 次

労働委員会規則

大分県労働委員会規則の一部改正

告 示

個人番号利用事務実施者である知事が適当と認める書類等を定める規程の一部改正

土地改良法による換地計画の決定及び縦覧（県営事業）

地籍調査の成果の認証

道路区域の変更

道路の供用開始（二件）

大分港港湾施設に係る港湾使用料の徴収事務の委託

訓 令 甲

大分県職員服務規程の一部改正

大分県労働委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

○労働委員会規則

令和七年十二月二十三日

大分県労働委員会会長 深 田 茂 人

大分県労働委員会規則第一号

大分県労働委員会規則の一部を改正する規則

大分県労働委員会規則（平成十七年大分県労働委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「指名推薦」を「指名推選」に改める。

第七条第二項中「議事録を事務局の職員に朗読させ」を削る。

附 則

○告 示

大分県告示第四百七十四号
個人番号利用事務実施者である知事が適当と認める書類等を定める規程（平成二十七年大分県告示第七百十八号）の一部を次のように改正する。

令和七年十二月二十三日

大分県知事 佐 藤 樹 一郎

第十六条の見出し及び同条中「第九条第三項」を「第九条第四項」に改める。

第十七条の見出し及び同条中「第九条第四項」を「第九条第五項」に改める。

第十八条の見出し及び同条中「第九条第五項第六号」を「第九条第六項第六号」に改める。

この告示は、公示の日から施行する。

附 則

大分県告示第四百七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営中山間地域総合整備事業の施行に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和七年十二月二十三日

大分県知事 佐 藤 樹 一郎

大分県労働委員会規則第一号

大分県労働委員会規則の一部を改正する規則

大分県労働委員会規則（平成十七年大分県労働委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「指名推薦」を「指名推選」に改める。

第七条第二項中「議事録を事務局の職員に朗読させ」を削る。

大分県告示第四百七十六号
国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証した。

令和七年十二月二十三日

大分県報（労働委規則・告示）

令和七年十二月二十三日

大分県知事 佐藤樹一郎

調査を行つた者
た者の名称調査を行つた期間
成績の名称調査を行つた地域
認証年月日

大分市

白杵市

令三・一一・一五
から令六・二・二
まで大分市中島中央一
（三丁目）の地籍図
及び地籍簿大分市中島中央一
（三丁目）

令七・一二・八

大分市
令三・七・七から
令五・三・三ま
で大分市住吉一（二
丁目、勢家町一）
二丁目、千代町三
（四丁目）の地籍図
及び地籍簿大分市住吉一（二
丁目、勢家町一）
二丁目、千代町三
（四丁目）

令七・一二・八

津久見市

白杵市大字江無田
の一部の地籍図及び
地籍簿白杵市大字江無田
の一部

令七・一二・八

大分市
令三・一一・一五
から令六・二・二
まで大分市大字佐賀関
（一部）（本町外四
地区）の地籍図及び
地籍簿大分市大字佐賀関
（一部）（本町外四
地区）

令七・一二・八

宇佐市

宇佐市大字赤尾の
一部の地籍図及び
地籍簿宇佐市大字赤尾の
一部

令七・一二・八

大分市
令三・六・九から
令五・二・二四ま
で大分市大字佐賀関
（一部）（幸ノ浦地
区）の地籍図及び
地籍簿大分市大字佐賀関
（一部）（幸ノ浦地
区）

令七・一二・八

津久見市

白杵市大字江無田
の一部の地籍図及び
地籍簿白杵市大字江無田
の一部

令七・一二・八

大分市
令三・六・一〇・七
から令六・一・一か
らまで大分市大字佐賀関
（一部）（西町地
区）の地籍図及び
地籍簿大分市大字佐賀関
（一部）（西町地
区）

令七・一二・八

宇佐市

宇佐市大字赤尾の
一部の地籍図及び
地籍簿宇佐市大字赤尾の
一部

令七・一二・八

大分市
令三・六・一〇・七
から令六・一・一か
らまで大分市大字佐賀関
（一部）（西町地
区）の地籍図及び
地籍簿大分市大字佐賀関
（一部）（西町地
区）

令七・一二・八

津久見市

白杵市大字江無田
の一部の地籍図及び
地籍簿白杵市大字江無田
の一部

令七・一二・八

大分市
令三・六・一〇・七
から令六・一・一か
らまで大分市大字佐賀関
（一部）（西町地
区）の地籍図及び
地籍簿大分市大字佐賀関
（一部）（西町地
区）

令七・一二・八

津久見市

白杵市大字江無田
の一部の地籍図及び
地籍簿白杵市大字江無田
の一部

令七・一二・八

大分市
令三・一一・一五
から令六・二・二
まで大分市大字佐賀関
（一部）（古宮地
区）の地籍図及び
地籍簿大分市大字佐賀関
（一部）（古宮地
区）

令七・一二・八

津久見市

白杵市大字江無田
の一部の地籍図及び
地籍簿白杵市大字江無田
の一部

令七・一二・八

区域を変更する。
大分県告示第四百七十七号
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の

その関係図面は、令和七年十二月二十三日から一週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十三日

その関係図面は、令和七年十二月二十三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十三日

道路の種類及び路線名	区間		区域変更 前後別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
	区	間						
県道赤根富 来浦線	国東市国東町成仏字赤根川一九三五 番一地先から 国東市国東町成仏字赤根川一九三七 番八まで	前	二六・〇 一三・〇	メートル	延長 メートル	県道赤根富来浦線	国東市国東町成仏字赤根川一九〇七番一から 国東市国東町成仏字赤根川一九〇五番二まで	令七・一一・二三
	後	二三・五 八・〇	一三四・〇					

大分県告示第四百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年十二月二十三日から一週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十三日

主要地方道緒方高千穂 線	道路の種類及び路線名		供用開始年月日	大分県知事 佐 藤 樹 一 郎				
	地内	豊後大野市緒方町尾平鉱山字川向一五二番八						
大分県告示第四百七十九号		供用開始年月日	令七・一一・一二三					

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

令和七年十二月二十三日

大分県訓令甲第二十一号	○訓 令 甲		大分県職員服務規程（昭和三十一年大分県訓令第十一号）の一部を次のように改正する。	本 地 方 機 関 行	大分県職員服務規程（昭和三十一年大分県訓令第十一号）の一部を次のように改正する。
	四 委託期間	令和七年十月一日から令和八年九月三十日まで			

令和七年十一月二十一日

第8号様式（第27条関係）

大分県知事 佐藤樹一郎

第五十四条第三項ただし書中「ふれ」の下に「又は人事課長が別に定める基準に該当しない」とを加える。

第八号様式及び第八号様式の二を次のように改める。

		診		断		書																																																									
氏名		男・女		年月日	年月日生(歳)	年月日	年月日																																																								
住所																																																															
病名		発病:	年月日	初診:	年月日																																																										
療養を要する期間（※1）		年月日～	年月日																																																												
主な既往症																																																															
病状の発病時 状況及び 経過の概要																																																															
歴現状																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">直近の歯検査</th> <th colspan="2">検体</th> <th colspan="2">塗抹</th> <th colspan="2">培養</th> </tr> <tr> <th>年</th> <th>月</th> <th>日</th> <th>喀痰</th> <th>・</th> <th>胃液</th> <th></th> <th>拡散増幅法 (TB-PCR等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>その他()</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>喀痰</td> <td>・</td> <td>胃液</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>その他()</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>喀痰</td> <td>・</td> <td>胃液</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>その他()</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（※2、3） 【胸部画像所見】</p>								直近の歯検査		検体		塗抹		培養		年	月	日	喀痰	・	胃液		拡散増幅法 (TB-PCR等)				その他()								喀痰	・	胃液						その他()								喀痰	・	胃液						その他()				
直近の歯検査		検体		塗抹		培養																																																									
年	月	日	喀痰	・	胃液		拡散増幅法 (TB-PCR等)																																																								
			その他()																																																												
			喀痰	・	胃液																																																										
			その他()																																																												
			喀痰	・	胃液																																																										
			その他()																																																												
<p>【その他所見】</p> <p>結核療養休暇、 出勤、休職及び 復職に対する 意見</p>																																																															
<p>上記のとおり診断します。 年 月 日</p> <p>医療機関名(所在地) 主治医 氏名</p> <p>印</p>																																																															

(※1) 結核療養休暇及び休職の場合の療養期間は、推定を記入ください。
(※2) 薬検査、画像所見等はできるだけ詳細にご記入ください。
(※3) 検査データ（薬検査、胸部X線検査、CT検査等）を添付ご提出ください。

第8号様式の2 (第27条関係)

診 断 書

氏名	男・女	年月日生(歳)
住所		
病名	発病: 年月日	初診: 年月日
療養を要する期間(※1)	年月日 ~ 年月日	
主な既往症		
歴現在の状		
治療及び投薬内容(※2)		
病気休暇、出勤、休職及び復職に対する意見(※3)		
その他の特記すべき事項		
上記のとおり診断します。 年月日		
医療機関名(所在地) 主治医氏名 印		

(※1) 病気休暇及び休職の場合は、療養期間は、推定をご記入ください。

(※2) 投薬内容については、薬名及び量を具体的にご記入ください。

(※3) 病気休暇及び休職の場合は、療養に対する意見をご記入ください。また、復職の場合は、就業に係る意見をご記入ください。

第十九号様式の11の備考2中「運転記録証明書」の次に「(過去5年)」を記入。
この記入は、令和八年一月一日から施行する。

附則